

高速道路等沿道における案内広告物の 設置ガイドライン

(素案)

平成 28 年 10 月

和歌山県

目次

はじめに	1
第1章 これまでの高速道路等沿道規制の概要	2
1. 高速道路等沿道規制	2
2. 禁止区域の特例許可基準と高速道路沿道の禁止区域への適用	2
第2章 現在の高速道路等沿道の広告物の設置状況と課題	3
1. 現状	3
2. 課題	3
2-1. 表示内容	3
2-2. 規格	3
2-3. デザイン	4
2-4. 立地状況	4
第3章 新たな高速道路等沿道の広告物の規制の方向	5
1. 規制の考え方	5
第4章 特例許可基準について	6
1. 基準の考え方	6
2. 基準の内容	6
2-1. 表示内容	6
2-2. 規格	8
2-3. デザイン	12
2-4. 乱立防止	17
2-5. 危害防止	21
第5章 適切な維持管理	22
1. 安全性の確保	22
2. 美観の維持	22
第6章 高速道路等から目的地までの案内広告のあり方	23
(参考) 検討資料、検討過程等	25

はじめに

本県では、良好な景観形成等を目的とした和歌山県屋外広告物条例(昭和59年条例第10号。以下「条例」といいます。)に基づき、阪和自動車道の開通(昭和49年)を契機として高速道路、自動車専用道路(以下「高速道路等」といいます。)の沿道300mの範囲内における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。

しかしながら、こうした規制は必ずしも遵守されず、高速道路等の沿道において無秩序に違反広告物が設置されている箇所が存在しています。

本県は、世界遺産やジオパーク等多くの観光・文化資源を保有する観光立県であり、これらの資源を活用するためにも、現在、高速道路等の整備が順次進められています。また、和歌山県景観条例(平成20年条例第21号)等の活用により、景観資源を保全しつつ良好な景観形成に努めているところです。

こうした中、来訪者の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導していく必要があると考えています。

上記を踏まえ、良好な景観形成及び来訪者の利便性向上を目指し、高速道路等沿道における案内広告物の設置におけるガイドラインを作成します。

■案内広告物とは

道標	: 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの
案内図板等	: 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの
案内板	: 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、又は電柱に巻き付けられ、若しくは取り付けられ、事業所等の方向、里程等を表示するもの(案内に要する面積は表示面積の1/3以上に限る。)

第1章 これまでの高速道路等沿道規制の概要

1. 高速道路等沿道規制

高速自動車国道及び自動車専用道路から300m以内で道路路面より上の地域で道路から展望できる区域においては、広告物の表示、又は掲出物件の設置はできません。



2. 禁止区域の特例許可基準と高速道路沿道の禁止区域への適用

条例第6条第6号による許可基準では、高速道路等沿道の禁止区域を想定しておらず、要件等から実質的に掲出不可となっています。

このため、新たに高速道路沿道における特例許可基準を新たに規制する方針で検討しました。

■和歌山県屋外広告物条例（昭和59年条例第10号）（抄）

（適用除外）

第六条（略）

2～5（略）

6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。

7・8（略）

（許可の基準）

第十一条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

第2章 現在の高速道路等沿道の広告物の設置状況と課題

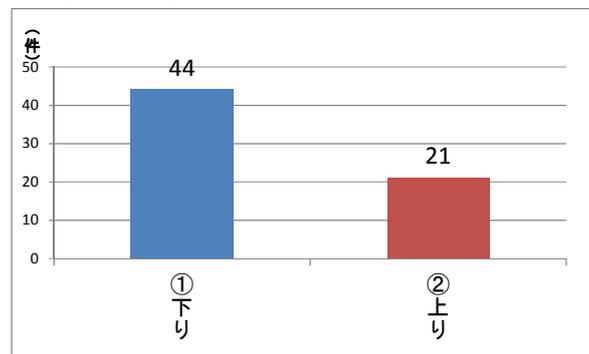
1. 現状

県内を走る高速道路は、紀北と紀南を結ぶ阪和自動車道、紀北を東西に走る京奈和自動車道、紀南の那智勝浦新宮道路があります。

阪和自動車道には、60件を超える違反広告物が立地しており、和歌山の景観を損なう要因になっています。

また、京奈和自動車道や那智勝浦新宮道路については、那智勝浦新宮道路の国道合流部(新宮)以外は、広告物の設置は見られません。

■違反広告物の件数（阪和自動車道）



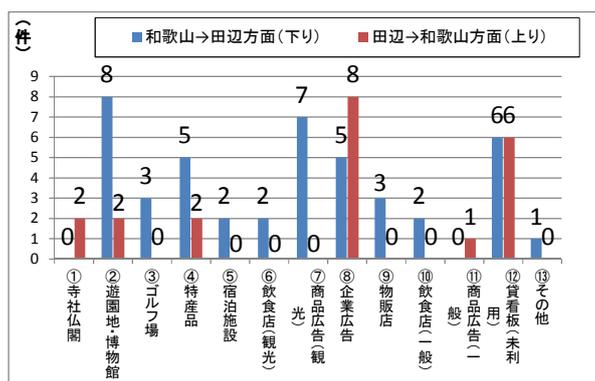
2. 課題

2-1. 表示内容

阪和自動車道の下り(和歌山から田辺方面)では、観光施設の広告物が多く、上り(田辺から和歌山方面)では、一般企業の広告物が多く見られます。

阪和自動車道は、県外からの来訪者が多く利用する路線であるため、表示内容の種類については、観光振興の視点を踏まえ、一定の基準を定める必要があります。

■表示内容の件数（阪和自動車道）

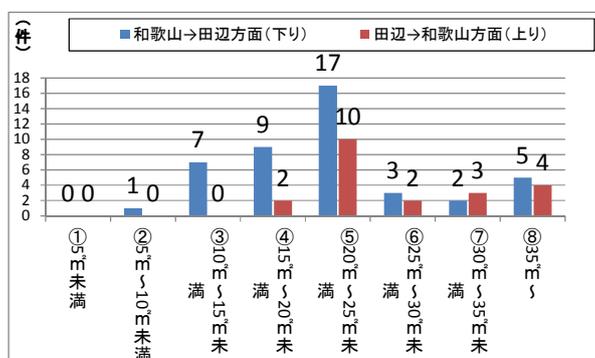


2-2. 規格

広告物規格は、縦3~4m程度、横7~8mのサイズのものも多く、20㎡程度の面積のものが増えていきます。また、道路面からの高さは、10mを超えるものも多く見られます。

大きな広告物は、景観への影響が大きいため、広告物の視認性も考慮しながら、和歌山の特徴である自然景観を阻害しない大きさや高さについては一定の基準を定める必要があります。

■面積区分ごとの件数（阪和自動車道）

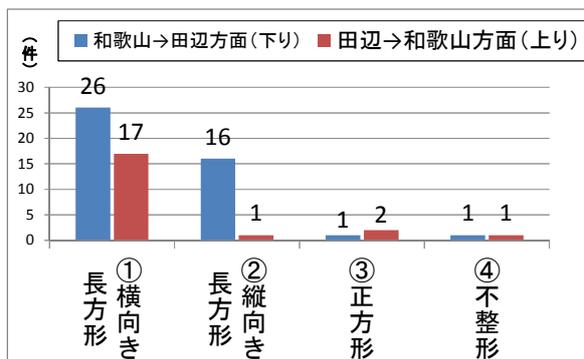


2-3. デザイン

広告物の形状としては、横向きの長方形が多く、いくつかまとめて掲出されている集合型のものも多く見られます。また、表示内容はロゴを使った広告物が多く、背景色が使われている広告物が多く見られます。

広告物のデザインは、施設等の情報を提供する役割と共に、和歌山を印象づける効果もあるため、形状や色彩などデザインにおいても一定の基準を定める必要があります。

■形状区分ごとの件数（阪和自動車道）

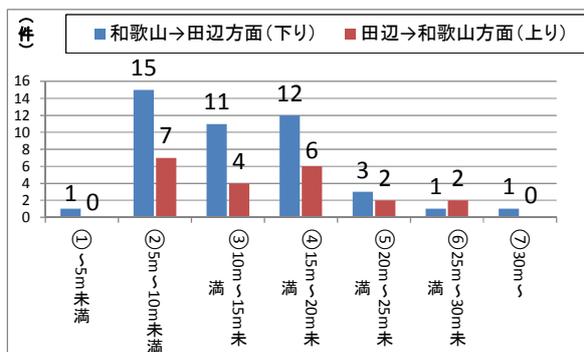


2-4. 立地状況

広告物の立地場所は、道路端 5m から 20m の間が最も多く、山林の中に立地するものが最も多くなっています。

道路端から離れる位置に設置することは、視認性や安全性の低下につながることから、高速道路沿道の地形なども考慮しながら、掲示可能な場所においても一定の基準を定める必要があります。

■道路端からの距離区分ごとの件数（阪和自動車道）



第3章 新たな高速道路等沿道の広告物の規制の方向

1. 規制の考え方

高速道路等沿道の広告物の規制の方向は、良好な景観形成及び来訪者の利便性向上を目指すものであるため、本県の景観の「基本目標」や「目指すべき景観像の実現」を踏まえ4つの規制の考え方とします。

■景観計画より

基本目標	○人々の生活や生業の中で育まれ、支えられ、継承されてきたものに敬意を表す ○身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気付き、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継ぐ ○県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていく
目指すべき景観像の実現	○精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する ○多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する ○人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する



■規制の考え方

規制の考え方	①和歌山の地域資源（自然・歴史資源等）を阻害する広告物は掲示しない ②和歌山の魅力を知ってもらうため、地域資源に配慮した情報提供を行う ③和歌山らしい広告物の掲示を推進する ④安全面から、多くの広告物の乱立は防止する
--------	---

第4章 特例許可基準について

1. 基準の考え方

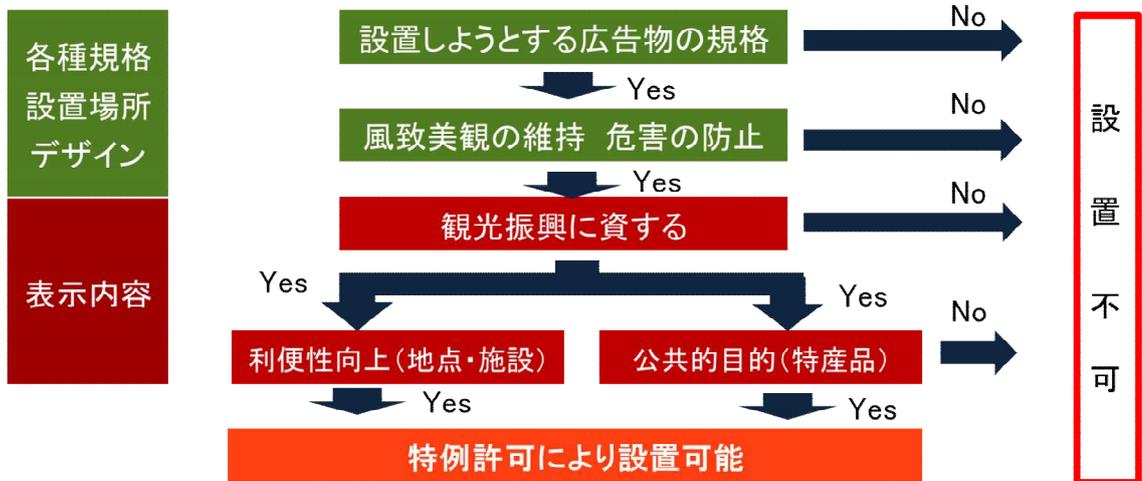
2. 基準の内容

基準の内容としては、「表示内容」「規格」「デザイン」「乱立防止」「危害防止」の5つの項目から基準を定めています。

2-1. 表示内容

基準	考え方
<p>○公益社団法人 和歌山県観光連盟が運営する和歌山観光情報サイト※の掲載を必要要件として、以下の①～③のいずれかに該当することとします。</p> <p>①当該サイトの和歌山全県マップに掲載されている地点・施設等</p> <p>②当該サイトの観光スポット検索サイトの登録施設等</p> <p>③当該サイトのわかやま合宿ガイドの登録スポーツ施設</p>	<p>○原則として、条例第6条第6項の禁止地域における特例許可の対象となり得る下記の広告物を対象とした特例許可であるため、表示内容は、目的に沿った地点・施設に限定します。</p> <p>(1)道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物</p> <p>(2)公衆の利便に供することを目的とする広告物</p> <p>○和歌山観光情報サイトを必要要件とした理由</p> <p>※当該サイトは、公益社団法人である和歌山県観光連盟が運営するサイトで、和歌山県内の観光情報が集約されているため。(和歌山県観光連盟が全国観るなびサイト(日本観光振興協会)から取捨選択したもの)</p> <p>※観光スポットの登録施設等は、市町村の観光部局からの推薦であるため。</p> <p>※当該サイトでは地点、施設及び地域の名産品等が照会されており、公序良俗に反するものは排除されているため。</p> <p>※観光スポットの、「食べる」「お土産・逸品」で登録されているものは、地域の名産品であり個別の商品ではないため。また、地域の商工会等の組合の紹介が多いため。</p>
<p>○地域の特産品等で、和歌山観光情報サイトにおいてカバーできていないものについては、以下の①②のいずれにも該当する場合に限り掲出を認めます。</p> <p>①掲出物の公共性を確保するため、公共的目的をもって設立された者(農協、漁協、森林組合、商工会議所、市町村等)が設置する</p> <p>②案内広告としての機能を確保するため、最寄 IC に関する情報を含める</p>	<p>○高速道路等沿道において、観光地等の案内情報を提供し、高速道路等利用者の利便性向上を図るという観点からは、本来、商品広告の掲出は適当でないと考えています。</p> <p>一方で、例えば、地域の特産品(有田みかん、あら川の桃、みなべのうめ、那智勝浦のマグロ等)を総称する広告物は、来県者の気運の醸成等にもつながるものと考え、掲出を認めます。</p>

■表示を認める施設等の考え方(フロー)

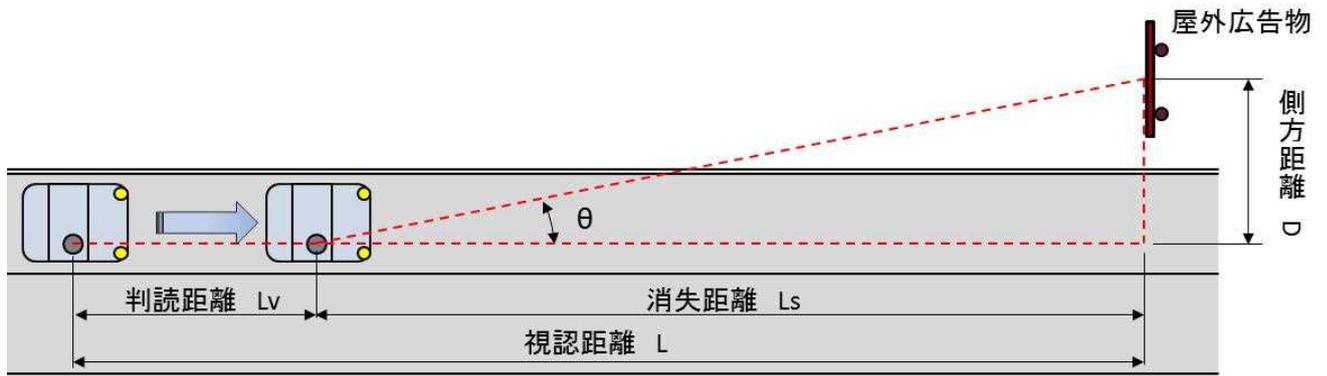


2-2. 規格

(1) 道路端からの距離と文字サイズ（高さ）

基準	考え方
○道路端からの距離は、30m 以内	○現地調査より現在立地する広告物は道路端より、平均して約 17m 離れており、走行車両中心から広告部までの距離は、道路部分の 3.5m をプラスし、側方距離「20m」（路端から 15m）を標準とし、地理的特性等を踏まえ最大「35m」（路端から 30m）とします。
○文字サイズ（高さ） ・道路端から 5m～15m 未満 和文文字高：50cm 以上 英文文字高：上記の 55% 以上 ・道路端から 15m～30m 以下 和文文字高：70cm 以上 英文文字高：上記の 55% 以上	○人の目は、1箇所長く留まることは難しく、ちらちらといろんなところをみています。1箇所に滞留する時間はだいたい 0.3 秒前後で、0.3 秒で読むことができる文字数は、日本語で最大 15 文字程度であり、自動車運転者の場合は、さらに短くなります。（「屋外広告の知識」より）このため、1カ所の判読時間を 0.6 秒前後として考え、文字高を設定しています。
推奨基準	考え方
○表示面の余白率が 50% 以上となる範囲で、文字は拡大し大きなものとする	○走行車中からの視認性を高めるため、表示面の余白率を設定します。

■基準の設定方法(道路端からの距離)



・視認距離 $L = f(h^*) = 5.67 \times h^*$ ただし、 $h^* = k_1 \times k_2 \times k_3 \times h$

ここで、 h^* : 有効文字高

h : 実際の文字高

k_1 : 文字の種類による補正係数 (漢字 → 0.6)

k_2 : 文字(漢字)の複雑さによる補正係数 (画数10画以下 → 1.0)

k_3 : 走行速度による補正係数 (80km/h → 0.82)

・判読距離 $L_v = V \times S$

ここで、 V : 走行速度 (80km/h)

S : 判読時間 (1.95秒)

【出典: 道路情報表示装置A型電光式表示機仕様書・同解説(昭和60年7月)

(社)建設電気技術協会】

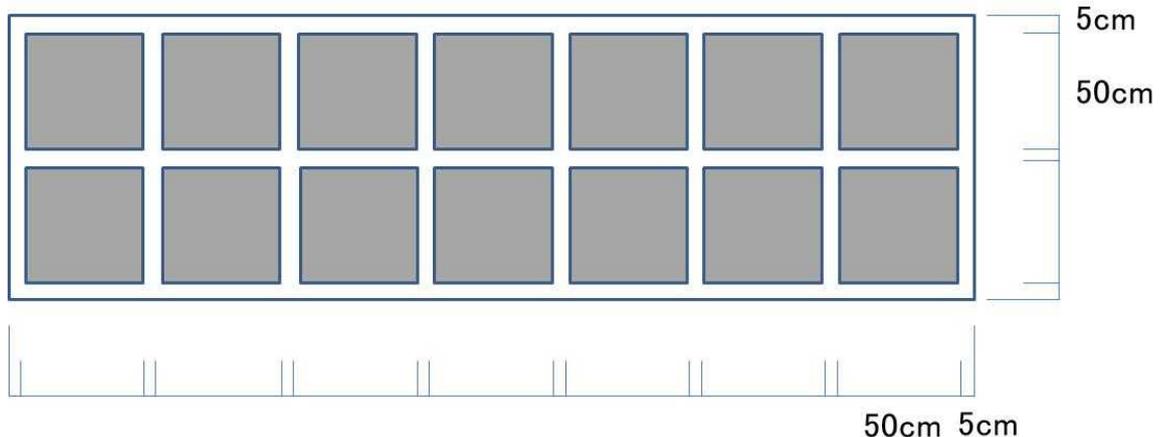
・消失距離 $L_s = L - L_v$

・ θ : 消失地点における進行方向線と広告物との作る角度 (標準値 = 15°)

・側方距離 $D = L_s \times \tan \theta$

参考: 道路標識の基準「道路標識設置基準・同解説(社)日本道路協会」

■基準の設定方法(文字サイズ)



(2) 広告物全体の大きさ・形状

基準	考え方
<p>【大きさ】 ○20 m²以内（単独看板） かつ幅 10.8m 以下</p> <p>※英語併記の場合は、面積基準の 1.5 倍以下とする</p>	○周辺の自然景観を阻害せず、また既存の広告物は 20 m ² 程度のものが多いことから、単独看板については、20 m ² 以内の大きさとしします。
<p>【形状】 ○長方形（ただし R 状の面取りは可）</p>	○広告物の統一性を考慮し、また既存の広告物は横向き長方形のものが多いことから、形状は長方形とします。

推奨基準	考え方
<p>○原則、以下のいずれかの高さ と幅とする</p> <p>※ただし、設置される場所の状況等から、やむを得ない場合にあっては、高さ と幅の比率が以下のいずれかであること</p>	○周辺の自然景観を阻害せず、また既存の広告物は横 向きの長方形が多いことからとします。

■表示面の高さ
と幅の関係【推奨基準】

表示面の高さ	表示面の幅	表示面の面積
1. 8 m	10. 8 m	19. 44 m ²
2. 7 m	7. 2 m	19. 44 m ²
3. 6 m	5. 4 m	19. 44 m ²

■単体看板
(20 m²の例)



(縦 1.8m×幅 10.8m)



(縦 2.7m×幅 7.2m)



(縦 3.6m×幅 5.4m)



(縦 5.4m×幅 3.6m)

(3) 広告物の高さ

基準	考え方
○道路面からの高さ 12m ○地盤面からの高さ 7m	○高速道路の案内標識（路側式）の高さは、道路面から5m程度であり、準拠して広告物の道路面からの高さも「5m」以下とすることが望ましいが、視認距離と仰角の関係や地理的条件を勘案して「12m」以下とします。 ○地盤面からの高さは、野立て看板の許可基準と同様に7m以下とします。

■高速道路案内標識（路側式）



(4) 相互間の距離

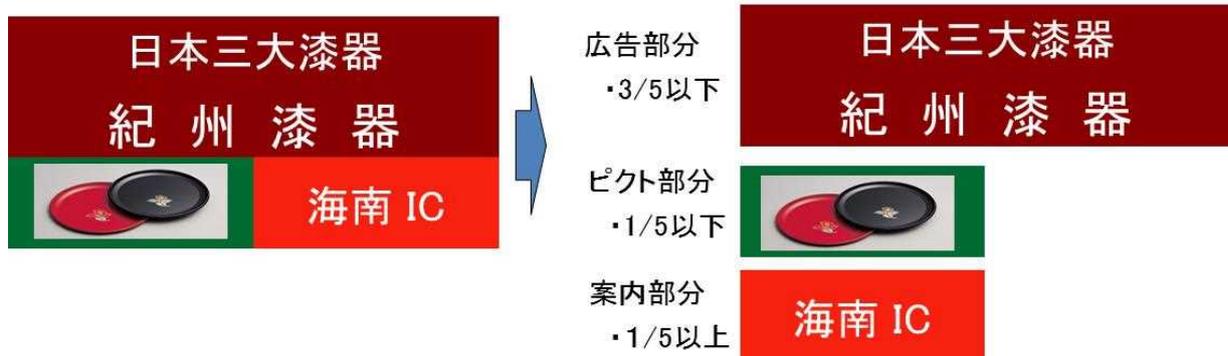
基準	考え方
○80m以上離す（屋外広告物間） 【道路並行方向】	○無理なく広告物の内容が読み取れる相互間の距離とします。

2-3. デザイン

(1) 表示面のレイアウト

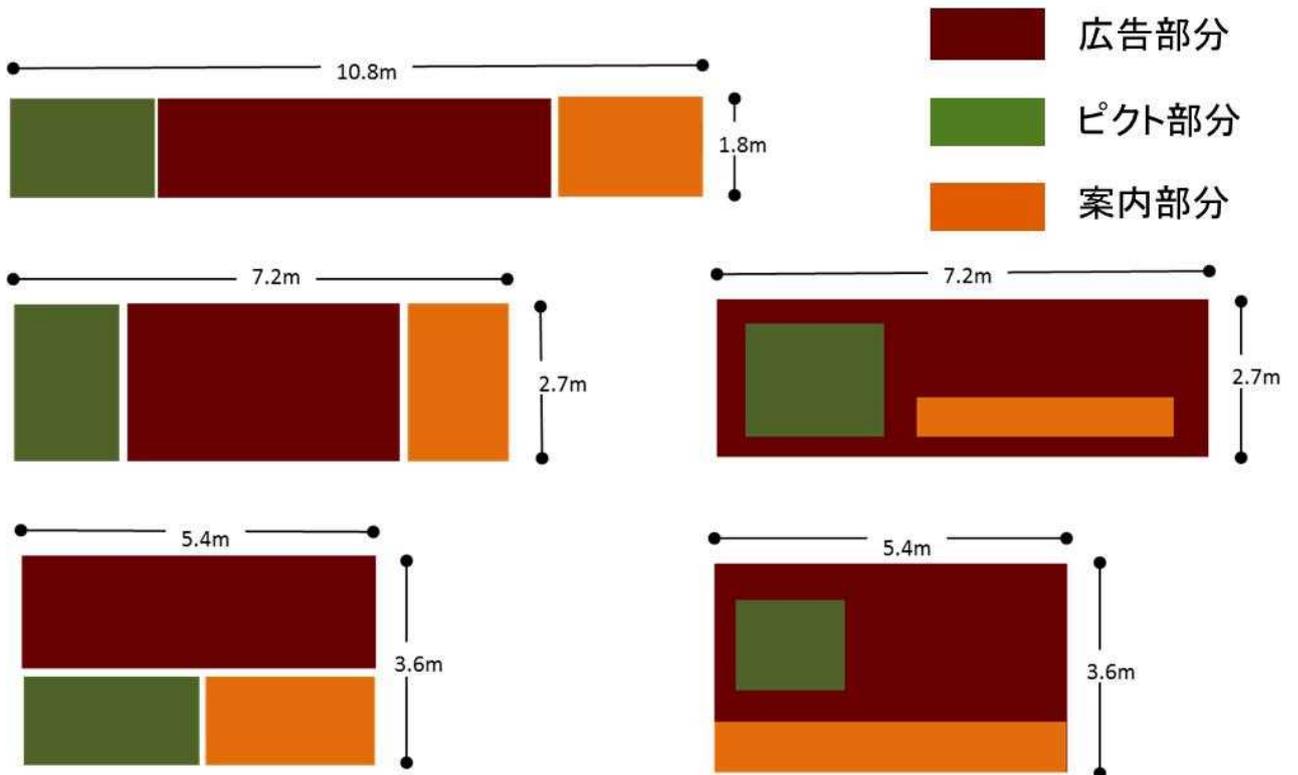
基準	考え方
○広告部分の全表示面積に占める割合は、 $3/5$ 以下 ○案内部分等の全表示面の面積に占める割合は、 $2/5$ 以上 ○案内部分の全表示面の面積に占める割合は、 $1/5$ 以上 ○ピクト部分の全表示面の面積に占める割合は、 $1/5$ 以下	○統一観を確保するため、広告物の標準形状とロゴ等の部分、表示部分、案内部分の割合を指定します。

■レイアウトの参考



推奨基準	考え方
○全表示面積に対する広告部分、案内部分及びピクト部分の配置のテンプレート化	○文字部分、ロゴ等部分、案内部分の位置を指定します。

■テンプレートの参考【推奨基準】



(2) 広告の色彩

基準	考え方
<p>【広告部分】</p> <p>○広告部分のベースカラーは、ブラウン若しくはダークブラウン（彩度8以下）とする</p> <p>ブラウン系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相：5 Y R 明度：3～5 彩度：2～4 程度 <p>ダークブラウン系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相：10 Y R 明度：2～3 彩度：1～2 程度 	<p>○先進地や諸外国の事例等を踏まえ、景観色である茶色を基準にします。</p>
<p>【案内部分】</p> <p>○広告部分のベース色と同色、白又は若しくは広告部分のベース色と調和する色等</p>	<p>○案内部分は、広告部分との調和を図ります。</p>
<p>【ピクト部分】</p> <p>○広告部分及び案内部分と調和すること</p>	<p>○ピクト部分は、広告部分及び案内部分との調和を図ります。</p>
<p>【文字色】</p> <p>○白若しくはベース色と同色</p>	<p>○文字は視認性を考慮し、白若しくはベース色と同色とします。</p>

■ベースカラー

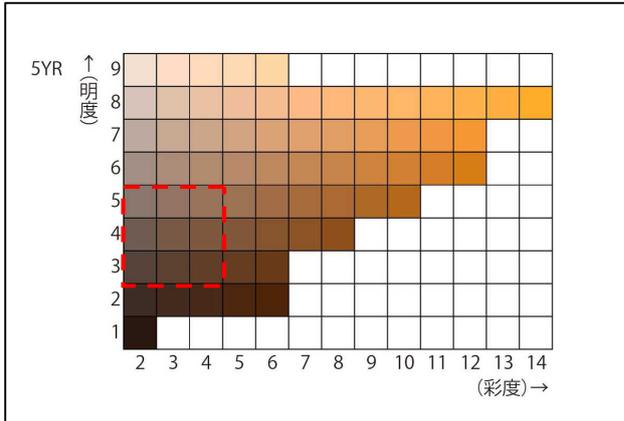
○ブラウン（色相：5 Y R 明度：3～5 彩度：2～4 程度）



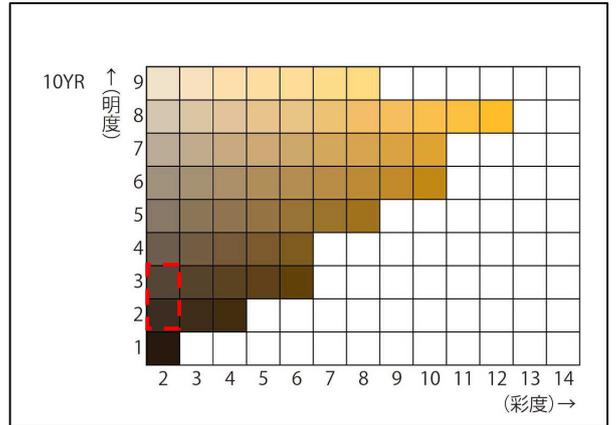
○ダークブラウン（色相：10 Y R 明度：2～3 彩度：1～2 程度）



(ブラウン)



(ダークブラウン)



推奨基準	考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○案内及びピクト部分に用いる推奨色を規定 (和歌山のイメージ色) ○ベース色との調和を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山をイメージさせる色の活用を推奨します。

■参考（和歌山カラー）【推奨基準】



緑：メジロ（県の鳥）、うばめがし（県の木）



藍色：マグロ（県の魚）、 県章、 黒潮



オレンジ色： みかん、 かき、 根来塗り

(3) 広告の字体

基準	考え方
○角ゴシック	○視認性と判読性を確保するため、フォントを指定します。

推奨基準	考え方
○高速道路等の案内標識で用いるものに準じる	○視認性と判読性を確保するため、高速道路等の案内標識で用いるものに準じます。

■参考（高速道路等の案内標識に準じるもの）【推奨基準】

○ヒラギノ フォント

美しい

○ビアログ フォント

ABCDEFGMRST
abcdefghijklmnoprst

○フルティガー フォント

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

(4) 空き広告及び裏面对策

基準	考え方
【裏面】 ○茶色若しくはグレー ○裏面の表示は認めない	○裏面については、周辺の自然環境の風景に配慮し、裏面の表示は認めず、茶色若しくはグレーの着色とします。
【空き広告】 ○空き広告として設置できる期間は3年 ○変更届の提出、許可更新は認めない	○長期にわたり空き広告の状態が継続されることは好ましくないため、空き広告として設置できる期間を許可の期間を目安に3年とします。

(5) その他

基準	考え方
○点滅・回転する表示、電光掲示する表示は禁止	○周辺の自然環境等の風景維持や運転者の注意散漫になることを防止するため、点滅・回転する表示、電光掲示する表示は禁止します。

2-4. 乱立防止

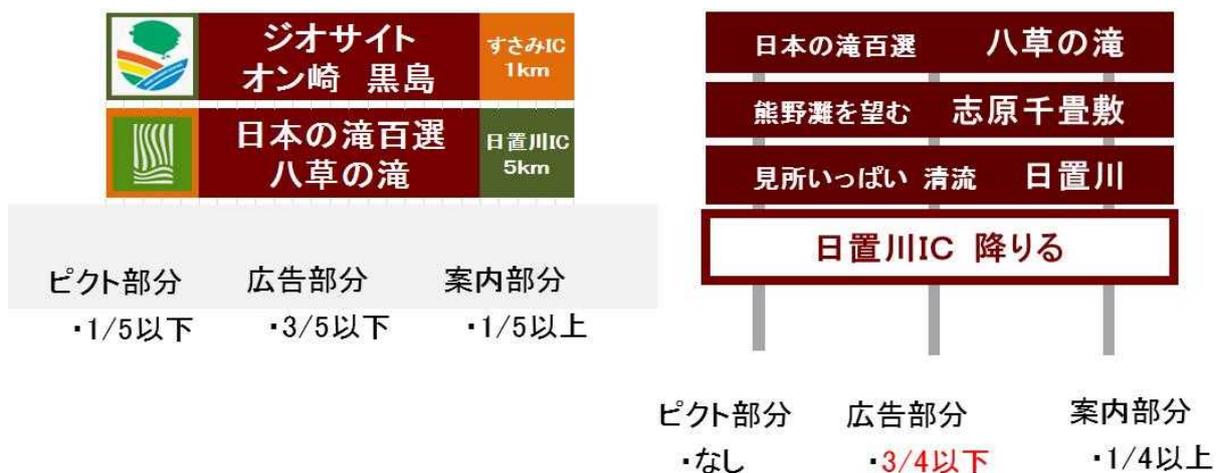
(1) 掲出可能枚数

基準	考え方
○走方向ごとに2枚まで（県内で最大4枚）	○総量を抑制するため、同一内容の広告の設置枚数を制限します。 ○県内の高速道路等は紀伊半島を一周する計画で、奈良、三重方面からの観光客も考慮する必要があるため、上り・下り別の双方向ごとに設置枚数を規定します。 ○利便性向上の観点から、事前と直前の2枚とします。

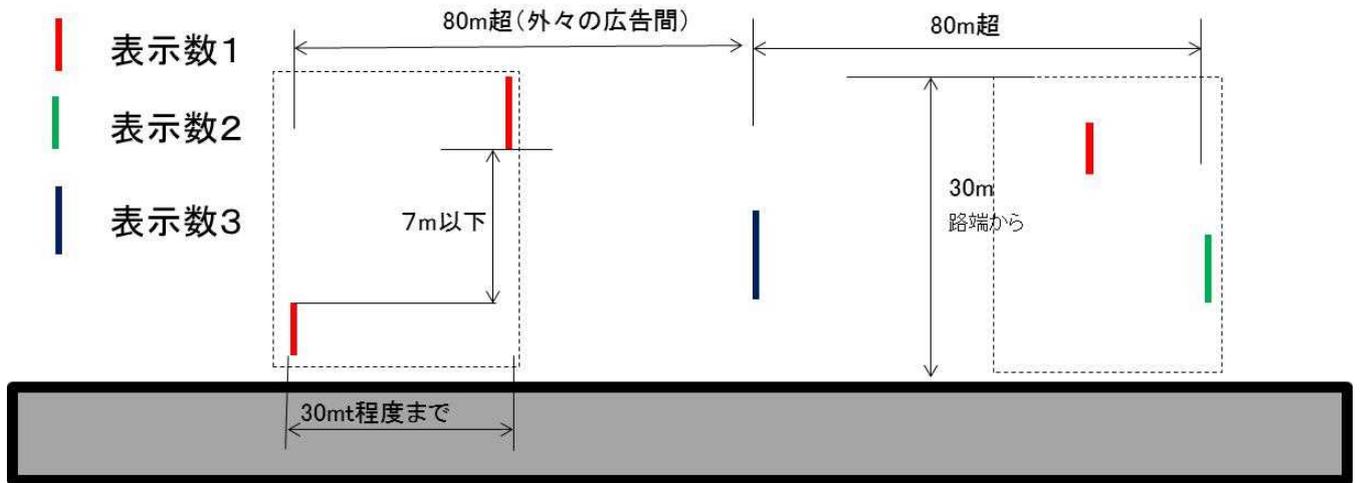
(2) 広告物の集合化

基準	考え方
<p>○30 m²以内（集合看板） かつ幅 10.8m 以下</p> <p>※ただし、3者まで ※英語併記の場合は、面積基準の1.5倍以下とする</p>	<p>○広告物の内容が、観光振興を目的とする公益性を確保したものであることや高速道路の視認性の観点から、集合化広告物の最大面積は、独立広告として商業地などで設置可能な30 m²とします。</p>
<p>○広告部分の全表示面積に占める割合は、3/4以下</p> <p>○案内部分等の全表示面の面積に占める割合は、1/4以上</p> <p>○案内部分の全表示面の面積に占める割合は、1/4以上</p> <p>○ピクト部分の全表示面の面積に占める割合は、1/5以下</p>	<p>○統一観を確保するため、広告物の標準形状とロゴ等の部分、表示部分、案内部分の割合を指定します。</p>
<p>○相互間距離が7m以下のものは集合看板と見なし、それぞれの広告が調和したものでなければならない</p> <p>○一団の看板は、一定の範囲内（幅30m×奥行き30m）に2枚までとする</p>	<p>○道路直行方向の相互間距離が7m以下の広告物は集合化看板と見なす</p> <p>○視認性、判読性の観点から一地点の表示は2種類の広告物までとする。</p>

■レイアウトの参考



■一団の広告物の例

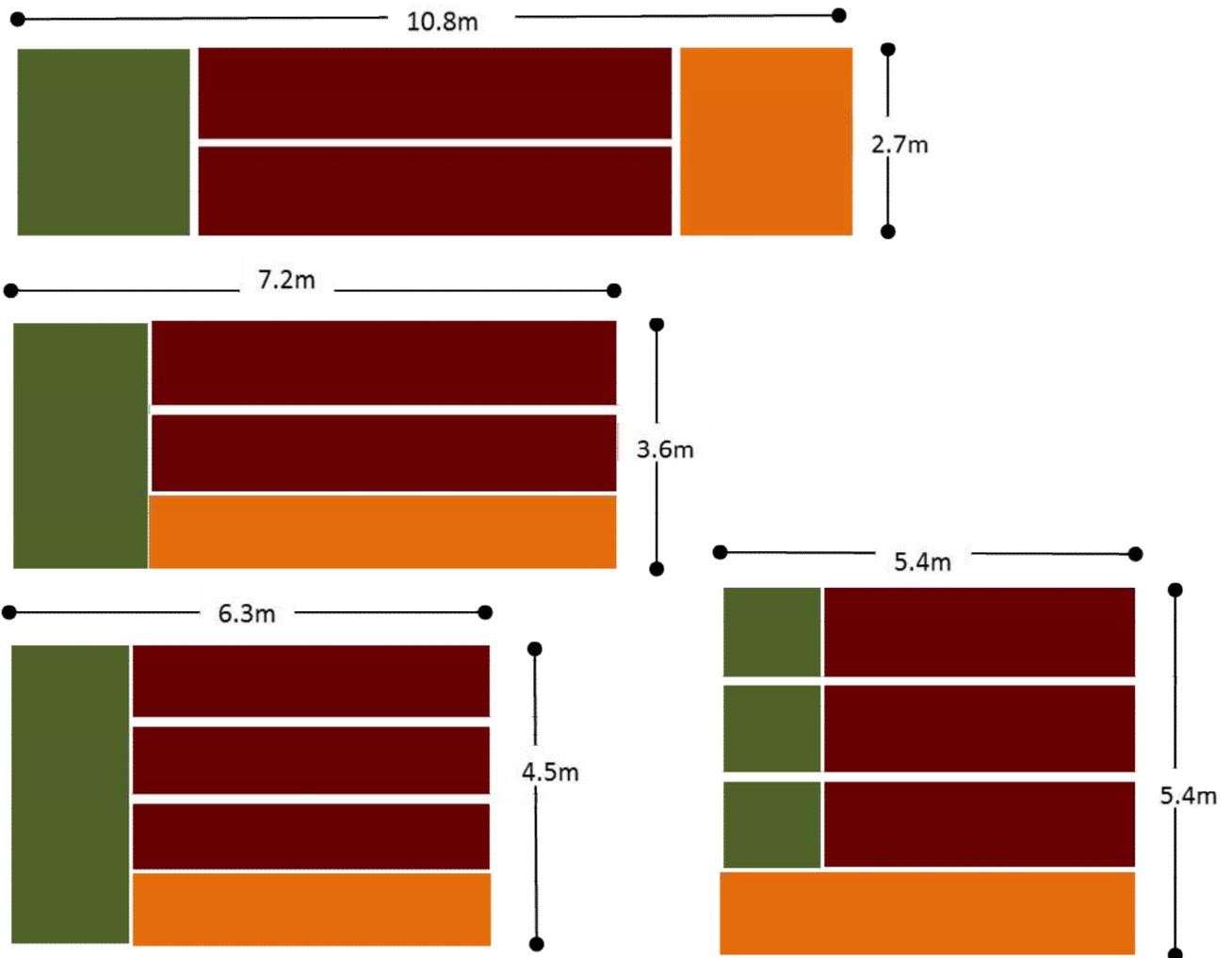


推奨基準	考え方
○全表示面積に対する広告部分、案内部分及びピクト部分の配置のテンプレート化	○文字部分、ロゴ等部分、案内部分の位置を指定します。

■表示面と高さとの関係【推奨基準】

表示面の高さ	表示面の幅	表示面の面積
2.7m	10.8m	29.16㎡
3.6m	8.1m	29.16㎡
4.5m	6.3m	28.35㎡
5.4m	5.4m	29.16㎡

■テンプレートの参考【推奨基準】



2-5. 危害防止

(1) 道路標識からの距離

基準	考え方
○道路標識からの距離は10m 離す	○道路標識の周辺に広告物を設置すると、道路標識の内容の判断の妨げになるとともに、広告効果も小さくなります。 ○しかしながら、距離表示箇所等の道路標識は多数存在します。 ○そのため、道路標識から半径「10m」離すこととします。

(2) 路端からの後退距離

基準	考え方
○路端からの後退距離は5m 離す	○維持点検や道路標識の視認性確保の観点から、高速道路路端から「5m」後退させます。

(3) 設計と施工

基準	考え方
○高さ 4m超のものについては、建築基準法の工作物の構造規定を満たす ○許可条件として、維持点検計画の添付が必要 ○骨組み等に木類は用いない ○鉄類には、防錆処理を施すこと ○点滅する表示は禁止	○高速道路沿道であるため、特に強風などによる飛散が重大に事故を引き起こす可能性が高く、交通安全性を確保する必要があるため、設計と施工等に基準を設けます。

第5章 適切な維持管理

1. 安全性の確保

屋外広告物の維持管理においては、落下や倒壊による災害の防止に努める必要があります。設置の段階で十分な強度計算や耐候措置を行っていても長年の使用によって老朽化が進み事故を引き起こすこともあります。

外から見ている限りは問題が無くても内部で腐食が進行している場合もありますので、設置者は、定期的な検査を行い、安全性の確保に努めて下さい。

2. 美観の維持

道路沿道の広告物は、雨風や排気ガスによってどうしても汚れてしまいます。汚れた状態で放置されることは、景観を阻害し和歌山のイメージをも損ないます。

また、事業者が撤退したまま放置された広告物は、腐食も著しく景観を阻害だけでなく倒壊の危険性も高くなります。

設置者は、事業者が撤退した場合、原状回復を基本として、美しい景観の維持が図られるように広告物の維持管理に努めて下さい。

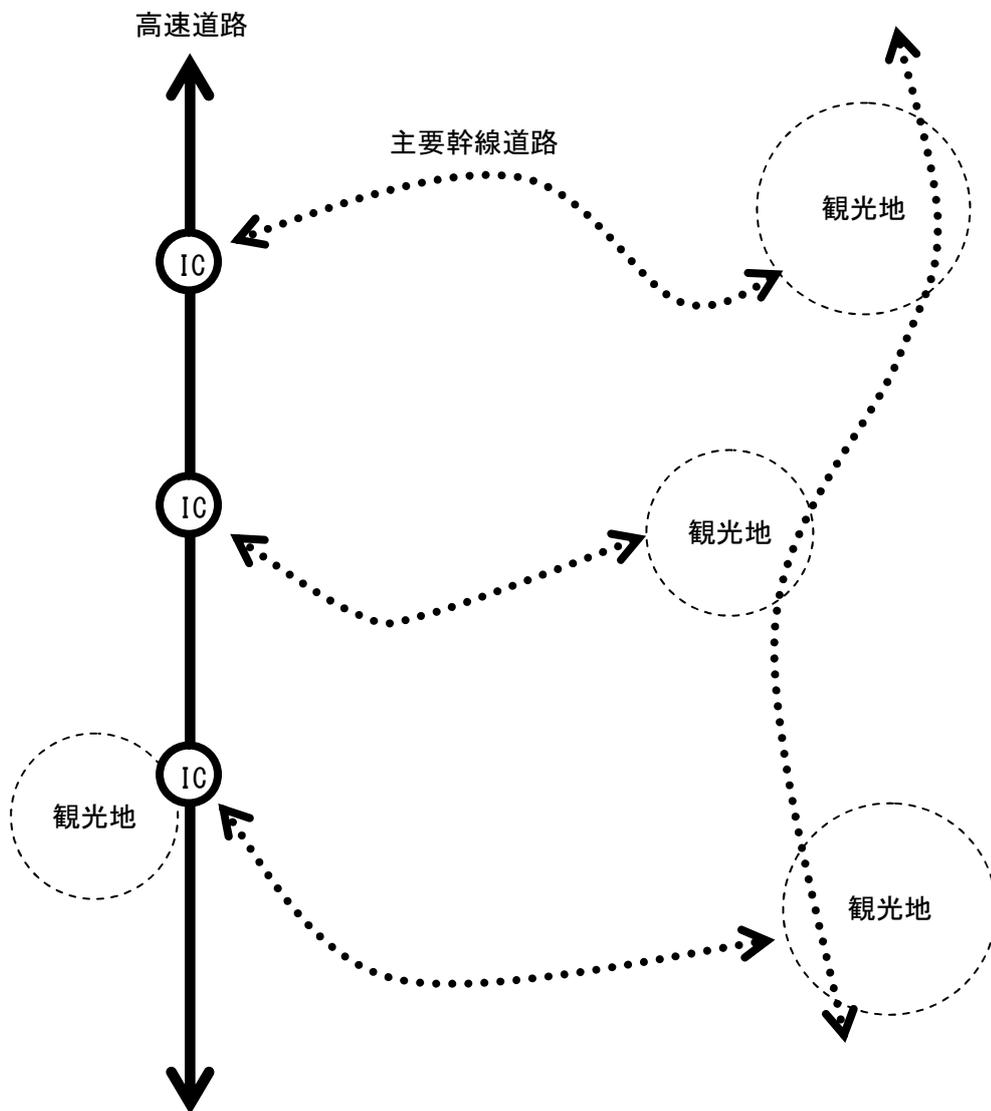
第6章 高速道路等から目的地までの案内広告のあり方

和歌山県内には、高野山や熊野古道などの特色ある歴史文化資源、美しい海岸線などの自然環境資源等の地域資源が多くあります。また、和歌山県は、大阪大都市圏に隣接しており、車での来訪者が県内各地の観光地を訪れています。

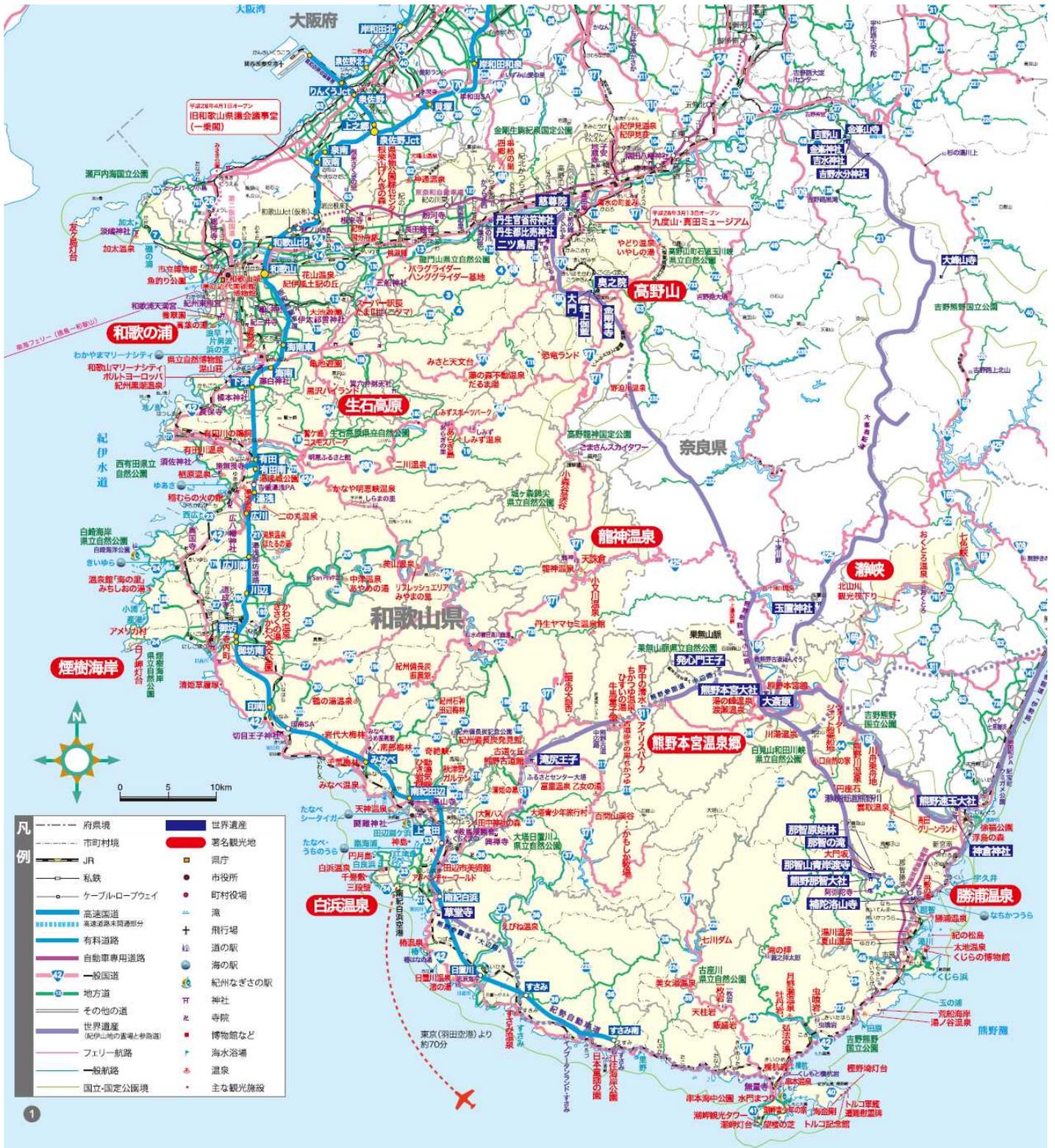
今回、本県への車の入り口である高速道路を対象に案内広告物の基準を整理しましたが、高速道路を降りた後の案内誘導も観光地等へのイメージを印象づける非常に重要なものになると考えています。

今後は、インターチェンジを降りたインターチェンジ周辺、主要幹線道路沿いの広告物についても、広告物の役割と必要な情報を整理し、景観に配慮した効果的・効率的な案内誘導を検討していきます。

■高速道路等から目的地までの案内広告のあり方のイメージ



■和歌山県内の主な観光地



出典:和歌山県観光ガイド&マップ

(参考) 検討資料、検討過程等